

【20用 語】

【乍恐…おそれながら】 訴願書など役所に差し出す文書の慣用句。

大変恐縮ではありませんが、恐れ入りますが

【書付…かきつけ】 幕府や藩が発した命令・申渡などを記した公文書、書き記した文書、「乍恐以ニ書付ニ」は訴願書などの慣用的表現

【罷在…まかりあり】 「罷有」とも書く。「あり」の謙讓語、ありません、おります

【先達而…せんだつて】 「さきだつて」とも。さきごろ、先日

【何卒…なにとぞ】 どうか、何とかして

【地方役所…じかたやくしよ】 所領の村々を管理した役所

【奥書…おくがき】 文書の内容を保証し承認する意。本文の奥に異筆で書かれた文書

【印形…いんぎよう】 印鑑・印影・捺印など

【世話役…せわやく】 「世話人」とも。仲介者、斡旋人

【20解 説】

片品川の右岸に位置する利根郡下久屋村（現、沼田市）は、寛保二年（一七四二）七月、黒田氏に代わって入封した沼田藩土岐氏（三万五〇〇石）の所領として明治初年までその管轄下におかれた。その土岐氏の藩政で特筆すべきことは、文政元年（一八一八）七月、八代藩主頼潤（よりみつ）が間引き防止の触書を村々に発したのを契機に小児養育が重視され、その養育費が藩から支給されるようになった。これによって領内の妊娠者を残らず書き上げさせ、出産の際には村役人が立ち会って確認し、貧しくて子供の養育ができない者には養育手当を支給する制度が確立した。

本文書は、下久屋村百姓が世話人と村役人の奥書を添えて沼田藩の地方役所へ差し上げた願書である。内容は、先日悴元助の女房きちが妊娠したので役所へ届け出たが、このたび離縁となり嫁も実家（森下村）へ戻ってしまったので、先の妊娠書上の取り下げを願い出たものであることがわかる。

なお、奥書は本文と異筆で記されることが一般的であるが、本文書を見る限りその筆跡は同一人物であるように思われる。